

告 示

埼玉県告示第九百六十号

測量計画機関である杉戸町から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和三年八月二十日

埼玉県知事 大野 元裕

一 測量計画機関

杉戸町

二 作業種類

公共測量（修正測量（数値地形図修正（レベル2500）30.03（km²）））

三 作業地域

杉戸町全域

四 作業期間

令和三年七月十四日から令和四年三月二十五日まで